

健全化判断比率等をお知らせします

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率をお知らせします。

【健全化判断比率】

	① 実質赤字比率	② 連結実質赤字比率	③ 実質公債費比率	④ 将来負担比率
平成 27 年度 決算	—	—	1. 1 %	1. 4 %
【参考】 平成 26 年度 決算	—	—	1. 2 %	3. 0 %
早期健全化 基準	1 2. 7 0 %	1 7. 7 0 %	2 5. 0 %	3 5 0. 0 %
財政再生 基準	2 0. 0 0 %	3 0. 0 0 %	3 5. 0 %	

※比率が該当しない場合は「—」で表示しています。

※「早期健全化基準」「財政再生基準」は平成 2 7 年度決算に係るものです。

【資金不足比率】

会 計 名	⑤ 資金不足比率	
長岡京市水道事業会計	平成 27 年度決算	—
	【参考】 平成 26 年度決算	—
	経営健全化基準	2 0. 0 %

会 計 名	⑥ 資金不足比率	
長岡京市公共下水道事業特別会計	平成 27 年度決算	—
	【参考】 平成 26 年度決算	—
	経営健全化基準	2 0. 0 %

※比率が該当しない場合は「—」で表示しています。

【制度の概要】

平成19年6月に、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「健全化法」という。）が公布され、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、住民に対し公表することが義務付けられました。

各地方公共団体は、健全化判断比率等により、「健全段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」の3つの段階に区分され、平成20年度の決算数値から早期健全化段階や財政再生段階になった場合には、財政健全化計画や財政再生計画を策定し、財政の健全化を図ることとなります。

また、各公営企業については、資金不足比率により、経営健全化段階になった場合には、経営健全化計画を策定し、経営の健全化を図ることとなります。

○健全化判断比率による財政状況の段階

健全段階

健全化判断比率が早期健全化基準を下回っている段階です。

平成27年度決算の長岡京市の比率はすべて健全段階の基準内です。
今後も引き続き健全な財政運営に努めます。

早期健全化段階

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の段階で、健全化法上の以下の取り組みが必要になります。

- ① 財政健全化計画を策定し、議会の議決を経て速やかに公表するとともに、当該計画を定めるに当たっては、外部監査を受けなければならない。
- ② 上記計画の実施状況を毎年度議会に報告し、公表しなければならない。
- ③ 早期健全化が著しく困難と認められるときは、知事から必要な勧告を受ける。

財政再生段階

さらに財政状況が悪化し、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率が財政再生基準以上の段階になると、健全化法上の以下の取り組みが必要になります。

- ① 財政再生計画を策定し、議会の議決を経て速やかに公表するとともに、当該計画を定めるに当たっては、外部監査を受けなければならない。
- ② 上記計画について、総務大臣に協議し同意を求めることができる。
※同意なし→災害復旧事業等を除き、地方債の起債が制限される。
※同意あり→収支不足を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債（再生振替特例債）の起債が可能となる。
- ③ 財政運営が計画に適合しないと認められる場合等において、総務大臣から予算の変更等が勧告される。

健全化比率等の積算式

① 実質赤字比率	平成27年度決算	—	早期健全化基準	12.70%	財政再生基準	20.00%																
一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率 一般会計及び乙訓休日応急診療所特別会計に実質赤字額がないため、比率は「—」となります。 (単位:千円)																						
分子	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>①繰上充用額</th> <th>②支払繰延額</th> <th>③事業繰越額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般会計</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>乙訓休日応急診療所特別会計</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>実質赤字額(①+②+③)</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table>							①繰上充用額	②支払繰延額	③事業繰越額	一般会計	—	—	—	乙訓休日応急診療所特別会計	—	—	—	実質赤字額(①+②+③)	—		
	①繰上充用額	②支払繰延額	③事業繰越額																			
一般会計	—	—	—																			
乙訓休日応急診療所特別会計	—	—	—																			
実質赤字額(①+②+③)	—																					
分母	標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額含む) 16,147,569																					
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>①+②+③</td> </tr> </table>	—	①+②+③																				
—																						
①+②+③																						

② 連結実質赤字比率	平成27年度決算	—	早期健全化基準	17.70%	財政再生基準	30.00%																																																		
全会計(財産区会計除く)の実質赤字額(又は資金不足額)の標準財政規模に対する比率 全会計において実質赤字額又は資金不足額がないため、比率は「—」となります。 (単位:千円)																																																								
分子	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>①実質赤字額</th> <th>②資金不足額</th> <th>③実質黒字額</th> <th>④資金剰余額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般会計</td> <td>—</td> <td> </td> <td>1,002,457</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>乙訓休日応急診療所特別会計</td> <td>—</td> <td> </td> <td>15,132</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>国民健康保険事業特別会計</td> <td>—</td> <td> </td> <td>425,863</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>介護保険事業特別会計</td> <td>—</td> <td> </td> <td>111,023</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>後期高齢者医療事業特別会計</td> <td>—</td> <td> </td> <td>40,480</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>駐車場事業特別会計</td> <td>—</td> <td> </td> <td>8,873</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>水道事業会計</td> <td> </td> <td>—</td> <td> </td> <td>1,438,187</td> </tr> <tr> <td>公共下水道事業特別会計</td> <td> </td> <td>—</td> <td> </td> <td>2,902</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1,603,828</td> <td>1,441,089</td> </tr> </tbody> </table>							①実質赤字額	②資金不足額	③実質黒字額	④資金剰余額	一般会計	—	 	1,002,457	 	乙訓休日応急診療所特別会計	—	 	15,132	 	国民健康保険事業特別会計	—	 	425,863	 	介護保険事業特別会計	—	 	111,023	 	後期高齢者医療事業特別会計	—	 	40,480	 	駐車場事業特別会計	—	 	8,873	 	水道事業会計	 	—	 	1,438,187	公共下水道事業特別会計	 	—	 	2,902	合 計	—	—	1,603,828	1,441,089
	①実質赤字額	②資金不足額	③実質黒字額	④資金剰余額																																																				
一般会計	—	 	1,002,457	 																																																				
乙訓休日応急診療所特別会計	—	 	15,132	 																																																				
国民健康保険事業特別会計	—	 	425,863	 																																																				
介護保険事業特別会計	—	 	111,023	 																																																				
後期高齢者医療事業特別会計	—	 	40,480	 																																																				
駐車場事業特別会計	—	 	8,873	 																																																				
水道事業会計	 	—	 	1,438,187																																																				
公共下水道事業特別会計	 	—	 	2,902																																																				
合 計	—	—	1,603,828	1,441,089																																																				
分母	標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額含む) 16,147,569																																																							
(①+②) - (③+④) マイナスの場合は「—」																																																								
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>(①+②) - (③+④)</td> </tr> </table>	—	(①+②) - (③+④)																																																						
—																																																								
(①+②) - (③+④)																																																								

③ 実質公債費比率 (3か年平均)	平成27年度決算	1.1%	早期健全化基準	25.0%	財政再生基準	35.0%
	(単年度比率 H25:1.2% H26:1.1% H27:1.2%)					

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率(3か年平均)

一般会計等の公債費の元利償還金だけでなく、準元利償還金を加え、より公債費負担の実態に近い比率になっています。

数値は、決算額をベースに算定するフロー指標です。

準元利償還金には、公共下水道特別会計等への繰出金のうち公債費に充当したと認められる額、乙訓環境衛生組合等への負担金のうち公債費に充当した額、債務負担行為による支出額のうち公債費に準ずる額、一時借入金利子などがあります。

また、この比率が18%以上になると起債の許可団体になり、公債費負担適正化計画を策定する必要があります。

長岡京市の比率は、単年度では昨年より0.1ポイント大きくなり、3か年平均では0.1ポイント小さくなりました。

(単位:千円)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度
平成25年度分子				
164,387	① 地方債の元利償還金	2,067,285	2,152,324	2,112,794
平成26年度分子	② 準元利償還金	960,661	1,001,085	1,011,567
145,179	内 公営企業債の償還金に充てたと認められる繰出金	661,716	672,513	646,475
	一部事務組合に係る起債負担額	236,030	264,776	252,936
平成27年度分子	訳 公債費に準ずる債務負担行為	62,915	63,796	112,156
163,434	一時借入金利子	—	—	—
	③ ①と②に充てられる特定財源等	766,878	784,929	798,169
	④ ①と②に係る基準財政需要額算入額(地方交付税措置)	2,096,681	2,223,301	2,162,758
	分子 (①+②)-(③+④)	164,387	145,179	163,434
平成25年度分母				
13,579,335	⑤ 標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額含む)	15,676,016	15,856,430	16,147,569
平成26年度分母	④ ①と②に係る基準財政需要額算入額(地方交付税措置)	2,096,681	2,223,301	2,162,758
13,633,129	分母 ⑤-④	13,579,335	13,633,129	13,984,811
平成27年度分母				
13,984,811				

④ 将来負担比率	平成27年度決算	1.4%	早期健全化基準	350.0%	財政再生基準	
----------	----------	------	---------	--------	--------	--

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

一般会計等の地方債現在高、債務負担行為による支出予定額、公営企業債のうち一般会計等の負担予定額、一部事務組合の公債費の本市負担見込額、退職手当支給予定額、損失補償の負担見込額などの将来の負担となる額を、1年間の経常一般財源見込額(地方交付税措置分は除く)で除した比率になっています。

数値は、負債の現在額をベースに算定するストック指標です。

将来負担額は約439億円であり平成26年度より約16億円増となりました。また、その負担に充当することができる財源(基金、都市計画税などや地方交付税算入額)は平成26年度と比べると約18億円増えて約437億円となりました。そのため分子が小さくなり、将来負担比率は平成26年度より1.6ポイント下がり、1.4%となりました。

(単位:千円)

分子		金額	備考
205,058			
①-②			
①	将来負担額	43,923,926	
内	一般会計等における地方債現在額	28,292,578	
	債務負担行為に基づく支出予定額	335,796	
	公営企業債等の元金償還に充てるための繰入見込額	9,456,971	
	一部事務組合債等の元金償還に充てるための本市の負担見込額	1,985,613	
	退職手当支給予定額	3,852,968	
	損失補償している第三セクター等の負担見込額	—	
②	充当可能財源等	43,718,868	
内	充当可能基金	6,364,403	
	充当可能特定財源	8,008,736	
	地方債現在高等に係る地方交付税措置額	29,345,729	
分子 ①-②		205,058	
分母		金額	備考
13,984,811			
③-④			
③	標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額含む)	16,147,569	
④	元利償還金等に係る基準財政需要額算入額(地方交付税措置)	2,162,758	
分母 ③-④		13,984,811	

⑤ 資金不足比率 (水道事業)	平成27年度決算	—	経営健全化基準	20.0%	
公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率 水道事業会計において資金の不足額がないため、比率は「—」となります。					
分子 — ①+②-③-④ マイナスの場合は 「—」	① 流動負債	金額	備考	368,481	
	② 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高	—			
	③ 流動資産	1,806,668			
	④ 解消可能資金不足額	—			
	分子 ①+②-③-④	▲ 1,438,187			
分母 1,895,788 ⑤	⑤ 営業収益の額から受託工事収益の額を控除した額	金額	備考	1,895,788	

⑤ 資金不足比率 (公共下水道事業)	平成27年度決算	—	経営健全化基準	20.0%	
公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率 公共下水道事業特別会計において資金の不足額がないため、比率は「—」となります。					
分子 — ①+②+③-④ マイナスの場合は 「—」	① 繰上充用額	金額	備考	—	
	② 支払繰延額・事業繰越額	—			
	③ 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高	—			
	④ 解消可能資金不足額	—			
	分子 ①+②+③-④	—			
分母 1,447,260 ⑤	⑤ 営業収益に相当する歳入の額から受託工事収益に相当する歳入の額を控除した額	金額	備考	1,447,260	

